

平成28年第1回川本町議会臨時会会議録

(第1日目) 平成28年1月21日 午後2時00分開議

| | |
|-----|--|
| 議 長 | <p>定刻となりましたので、ただいまより本会議を開きます。</p> <p>本日、第1回臨時会が招集されましたところ、ご多忙の中、ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>ただいまの出席議員数は、8名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。</p> |
| 々 | <p>これより、平成28年第1回川本町議会臨時会を開会します。</p> <p>それではただちに、本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。</p> |
| 々 | <p>日程第1、「会議録署名議員の指名」を行ないます。</p> <p>会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により議長におきまして、4番飯田議員、5番大畑議員を指名します。</p> |
| 々 | <p>日程第2、「会期の決定」の件を議題とします。</p> <p>本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> |
| 々 | <p>よって、本臨時会の会期は、本日1日間とすることに決定しました。</p> |
| 々 | <p>お諮りします。</p> <p>本議会における会議録の作成において、発言中の単純な言い間違いなどの訂正については、会議規則第63条の規定により、発言の趣旨を変更しなければ訂正できることになっています。</p> <p>これに該当する訂正については、議長において訂正することにご異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> |
| 々 | <p>よって、そのように「決定」しました。</p> |

議 長

日程第3、「町長あいさつ」を行います。番外三宅町長。

番外
三宅町長

本日、平成28年第1回町議会臨時会を招集致しましたところ、議員の皆さまには万障お繰り合わせの上、ご出席を賜り誠にありがとうございます。正月から穏やかな天気が続いておりましたが、19日からいよいよ冬將軍の到来を思わせる冬型の天気になりまして、大寒らしい厳しい寒さとなって参りました。大雪にならないことを願いますと共に、町民生活に支障が出ないよう除雪等の対応をしっかりと行っていきたいと考えております。4日からは新しい庁舎で業務が始まったところでございます。とても明るく町民の皆さんに親しんでいただけるような庁舎となりました。来庁者からはちょうど良いという柔らかい表現の言葉をいただいております。役場の建物が変わっても職員が変わらなければ意味がありません。これから一層、町民の皆さまに明るい対応を心掛け、また役場に行きたいと思っただけのような心のこもった役場を全職員で作っていききたいと考えております。また10日、11日には各地域で「とんど焼き」が行われました。地域の伝統行事を存続する事がなかなか難しい時代に入っておりますが、このような子どもからお年寄りまでが皆が参加出来る行事を大切にしていきたいというふうを考えております。地域との連携を図り若者達が小さい頃の尊い思い出を持つことはたいへん大切な事でありまして、Uターン等にも繋がってくるのではないかと考えるところであります。1月も後半に入って参りまして、今年度の後半に向けての事業や28年度に向けて様々な動きをしているところでございまして、議員の皆さまにご相談を申し上げながら進めていきたいというふうを考えているところであります。本日、ご提案申し上げます案件は、条例案件等、議案9件でございます。よろしくご審議いただきまして、ご認定いただきますようお願い申し上げます。よろしくお願い致します。

議 長

以上で、「町長あいさつ」を終ります。

々

お諮りします。

この際、日程第4「議案第1号、川本町農業委員会の農業委員の定数に関する条例の制定について」から、日程第12「議案第9号、工事請負契約の締結について」までを、一括議題にしたいと思っておりますが、これにご異議はありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認めます。

議 長 よって、そのように「決定」しました・

々 それでは、執行部から、議案の提案理由の説明を求めますが、今議会におきましては、事務局長並びに提案者からの議案書の朗読は省略します。

々 それでは執行部から、議案ごとに順次提案理由の説明を求めます。
はじめに、日程第4「議案第1号」から、日程第5「議案第2号」について説明を求めます。番外高良産業振興課長。

番外高良産 失礼致します。それでは「議案第1号、川本町農業委員会の農業委員の定業振興課長 数に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。
この条例は、農業委員会等に関する法律の改正により、農業委員の選出方法が、これまでの公職選挙法に基づくものから市町村長の任命制に変更された為、新たに定数を定める事とし、条例を制定するものであります。制定内容は1ページをご覧下さいませ。
条例では、農業委員の定数を5人としております。
施行は、平成28年4月1日であります。
制定理由は2ページをご覧下さいませ。農業委員の選挙制が廃止され、今後は推薦と公募により市町村長が議会の同意を得て任命する任命制に変わっていきます。そして委員の定数は、政令で定める基準の元に、条例で定めるとされましたので、新たに定数に関する条例を定めるものであります。
なお、資料の一番下《^{かつこ}》書き参考の部分ではありますが、政令で定め委員定数の上限は本町の場合、14名となっております。

々 続きまして、「議案第2号、川本町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」、ご説明申し上げます。
この条例も、農業委員会等に関する法律の改正によるものであり、新たに農地利用最適化推進委員が設けられた事により、その定数を定め、条例を制定するものであります。制定内容は1ページをご覧下さいませ。
条例では推進委員の定数を6人としております。
施行は、平成28年4月1日であります。
制定理由は2ページをご覧下さいませ。法改正により農地の集積や集約化を進めていく為、今回、新たに農地利用最適化推進委員が設けられました。そして委員の定数は政令で定める基準を元に条例で定める、とされましたので、新たに定数に関する条例を定めるものであります。
なお、資料の中ほど《^{かつこ}》書き参考の部分ではありますが、政令で定める推

番外高良産業振興課長 進委員の定数の基準は、本町の場合6名となります。

以上、議案第1号と第2号により、農業委員会の委員の数は合計11名となります。この11名とする考え方につきましては、本町における現在の条例と法令による上限数11名というものを根拠としまして判断しているものであり、昨年12月の議会全員協議会でご説明した際の考え方と同じものがあります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 次に、日程第6「議案第3号」について説明を求めます。

番外長田健康福祉課長。

番外長田健康福祉課長 それでは、「議案第3号、川本町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について」、ご説明申し上げます。

この議案は、庁舎移転に伴い川本町福祉事務所の住所が変更となる為、一部改正を行うものでございます。1ページをお開き下さい。

条例第2条第2号中「川本町大字川本545番地1」を「川本町大字川本271番地3」に改めるものでございます。

附則としまして、この条例は、公布の日から施行し、平成28年1月1日から適用するものでございます。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議長 次に、日程第7「議案第4号」について説明を求めます。

番外宇山町民生活課長。

番外宇山町民生活課長 それでは、「議案第4号」について説明致します。この議案は、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、専決処分をしたもので、同条第3項の規定により承認を求めるものでございます。

専決処分事項は、「川本町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」。

専決処分年月日は、平成27年12月25日です。

それでは「専決第11号、川本町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について」、の説明を致します。2ページの説明資料をお開き下さい。専決処分の理由と致しましては、地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成27年12月25日に公布された事に伴い、川本町税条例の一部を改正する条例の該当部分の改正が施行となる平成28年1月1日より前に改正する必要から専決処分をしたものでございます。

番外宇山町
民生活課長

改正の概要について説明致します。昨年6月定例会で専決処分を承認していただきました、「専決第4号、川本町税条例の一部を改正する条例の制定について」は、行政手続きにおける特定個人を認識する為の番号の利用等に関する法律、所謂マイナンバー法の施行により地方税関係書類に個人番号又は法人番号の記載の追加を求めたものでしたが、この度の改正で町民税減免申請書及び特別土地保有税減免申請書については、個人番号の記載を要しないこととされたことに伴う改正でございます。

以上、ご承認のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第8「議案第5号」から、日程第10「議案第7号」について説明を求めます。番外長田健康福祉課長。

番外長田健
康福祉課長

それでは、「議案第5号、川本町地域福祉センターの指定管理者の指定について」、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町地域福祉センターの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

まず、施設の名称としましては、川本町地域福祉センター。

2として、指定管理者となる団体の名称、邑智郡川本町大字川本332番地16。川本町社会福祉協議会 会長 ^{みかみよしと}三上能人氏であります。

3、指定管理期間として、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間としております。

4、選定にあたりましては、次のページ、1ページをお開き下さい。
まず選定にあたりましては、約1ヶ月半の公募期間を経まして1団体から申請がございました。指定管理者候補選定委員会設置規定に基づき、1月8日に選定委員会を開催し、指定管理者候補を選定していただきました。

なお、選定委員会の委員長は島根県県央保健所 石岡総務保健部長に務めていただきました。

選定結果及び付帯意見につきましては、2ページをお開き下さい。

選定にあたっては、施設に関する基本方針、運営管理、地域活性化の促進策等の審査基準に基づき、総合的に評価選考を行い、1から5に選定理由を挙げておりますが、施設の設置目的や機能を的確に踏まえた内容となっており、川本町社会福祉協議会を指定管理者の候補として選定していただきました。

なお、付帯意見としましては、法人後見制度について、早急に実施するこ

番外長田健
康福祉課長

と、とされております。

なお、後ほど提案説明をさせていただきます指定管理者の指定に関する第7号議案と第8号議案につきましては、それぞれの施設で条例がある為、別々に上程をしておりますが、選定結果の部分につきましては、内容が重複しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

々

続きまして、「議案第6号、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの指定管理者の指定について」、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、施設の名称と致しまして、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザ。

2、指定管理者となる団体の名称と致しまして、邑智郡川本町大字川本33番地16。川本町社会福祉協議会 会長 三上能人^{みかみよしと}氏でございます。

3、指定管理期間と致しまして、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

選定理由につきましては、1ページをお開き下さい。

これも選定にあたりましては、1ヶ月半の公募期間を経て1つの団体から提案がございました。指定管理者候補選定委員会設置規定に基づきまして、1月8日に選定委員会を開催し、指定管理者候補を選定をしていただきました。こちらの方の委員会の委員長も県央保健所 石岡総務保健部長様にお問い合わせ致しました。選定結果及び付帯意見につきましては、2ページをお開き下さい。

選定にあたっては、施設に関する基本方針、運営管理、地域活性化の促進策等の審査基準に基づき総合的に評価選考を行い、1から5に選定理由を挙げておりますが、施設の設置目的や機能を的確に踏まえた内容となっており、川本町社会福祉協議会を指定管理者の候補として選定していただきました。

また、付帯意見としましては、1、介護予防事業として効果のある事業内容にしていくこと。

1つ、未利用者のニーズを把握し、新たな利用者の掘り起こしを行うこと、とされたところでございます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いを致します。

々

では、続きまして、「議案第7号、川本町保健センターの指定管理者の指

番外長田健
康福祉課長

定について」、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町保健センターの設置及び管理に関する条例第3条の規定により、当該施設の管理を指定管理者に行わせる事としたので、同法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

施設の名称と致しましては、川本町保健センター。

2、指定管理者となる団体の名称、邑智郡川本町大字川本332番地16、川本町社会福祉協議会 会長 三上能人^{みかみよしと}氏でございます。

指定管理期間と致しまして、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間です。

選定理由、選定結果につきましては、先ほどの5号議案と内容が重複しておりますので、説明は省略させていただきます。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

次に、日程第11「議案第8号」から、日程第12「議案第9号」について説明を求めます。番外湯浅教育課長。

番外湯浅教
育課長

それでは「議案第8号、川本町子育てサポートセンターの指定管理者の指定について」、ご説明申し上げます。

この議案は、地方自治法第244条の2第3項及び川本町子育てサポートセンター設置及び管理に関する条例第7条の規定によりまして、当該公の施設の管理を指定管理者に行わせることにしたので、同法第244条の2第6項の規定によって、議会の議決を求めるものであります。

施設の名称は、川本町子育てサポートセンターでございます。

指定管理者となる団体の名称は、邑智郡川本町大字川本332番地16。川本町社会福祉協議会 会長 三上能人^{みかみよしと}氏でございます。

指定管理期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間でございます。

選定理由につきましては、議案第5号で説明しました事と重複しますので省略させていただきます。

なお、付帯意見としまして、資料の2ページをご覧ください。

下の方の【^{かつこ}】付帯意見のところの、川本町子育てサポートセンターのところでございます。個別の支援や配慮を必要とする子どもへの理解を深めるため、職員研修を実施すること及び関係機関と連携し、情報交換を行うこととされております。

以上でございますので、ご審議のほどよろしくお願い致します。

番外湯浅教
育課長

続きまして、「議案第9号、工事請負契約の締結について」、ご説明申し上げます。

本議案は、平成28年1月13日指名競争入札に付した川本小学校屋体耐震補強工事について、請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、川本小学校屋体耐震補強工事でございます。

契約の方法は、指名競争入札でございます。

契約金額は、59,616,000円でございます。

契約の相手方は、島根県江津市桜江町川戸472番地1、今井産業株式会社 代表取締役 ^{いまいひさし}今井久師氏でございます。

工期は、契約が成立した日の翌日から、平成28年3月31日迄でございます。

工事の内容でございますが、耐震補強計画の判定委員会の判定に基づき、その内容を実施するものでございます。鉄骨補強工事、鉄筋コンクリート工事、内装外装工事等を行います。

以上、ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

課長、ちょっと。地方自治法第96条第1項第5号……

(録 音 な し)

番外湯浅教
育課長

訂正致します、たいへん申し訳ございません。請負契約を締結するため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。訂正致します。大変申し訳ございません。

議 長

以上で、提案理由の説明を終わります。

々

これより、「議案第1号、川本町農業委員会の農業委員の定数に関する条例の制定について」の質疑を行います。

質疑はありませんか。4番飯田議員。

4番
飯田議員

これを見ますと、推薦と公募により市町村長が任命をすると、ございます。この推薦・公募の要件がございましたよね。例えば農業認定者でなくてはいけないとか、農業法人の役員でなくちゃいけない事がありましたよね。この点についてお伺いしますが、推薦の要件、公募の要件をもう一度お願いします。

| | |
|------------|---|
| 議 長 | 番外高良産業振興課長。 |
| 番外高良産業振興課長 | 失礼致します。推薦の要件でございますけれども、まず農業に関する見識を有していらっしゃるという事と、あとは川本町に住所が在るか無いかとか、そういったあたりになります。細かくひとつひとつ申し上げた方がよろしいでしょうか。 |
| 議 長 | はい、4番飯田議員。 |
| 4番 飯田議員 | だから推薦の場合は、その方を推薦されても良いという事ですよね。それで農業委員の任命になると先ほど私が言いましたような要件ございましたよね。そうじゃなかったんですか。前回の説明では、そういうふう聞いておりましたけど、違いましたか。 |
| 議 長 | 番外高良産業振興課長。 |
| 番外高良産業振興課長 | 改めて、ご説明申し上げますと、まず、その推薦の資格というところで定めておりますのは、農業に関する識見を有していらっしゃる。それから川本町に住所が在る方が基本である。それから町職員でない者。あの規定で定めておるのは以上としております。 |
| 議 長 | 番外高良産業振興課長。 |
| 番外高良産業振興課長 | あの推薦の書式の中に認定農業者かどうかという欄がありまして、必ずそれが必須という事ではないんですけれども。すみません、もう一度、確認をして改めてご回答をさせていただきます。大変申し訳ありません。 |
| 議 長 | 番外高良産業振興課長。 |
| 番外高良産業振興課長 | もう一度ご回答をさせていただきます。まず、推薦される方については地区、それから町内全域からの推薦される場合には、その農業者の方が3名以上連名をされまして、その内、農業者である代表の方が1人代表となられまして文書を持って推薦をしていただきます。それから団体とかからの推薦にあたっては、その団体なり組織の代表者の文書を持って推薦をしていただくようになります。それから今度は逆に推薦を受ける方については、年齢とか職業、経歴、それから農業経営の概況をどのような農業に関わって居られる |

番外高良産業振興課長 かという事の、所謂、概況を書いて推薦の調書の中に書いていただくようになるんですけども、その中でその受けられる方が認定農業者、またはそれに準じていらっしゃる方かどうかという事の欄も合わせてあるというものであります。

議 長 よろしいですか。はい、4番飯田議員。

4番飯田議員 前回の説明の時と理解をしていた事とちょっと内容が違いますので、また詳しく調べようと思いますので、はい。

議 長 他にありませんか。
よろしいですか。はい、2番石川議員。

2番石川議員 要は農業をされていたらOKというふうにお聞きしましたけれども、それでよろしいですか。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 分かりました。あのすみません、その辺りですね、たいへんすみませんでした。農業委員の方ですけども過半数は認定農業者である事が認められるという事になります。

議 長 休憩致します。午後2時45分から再開します。 (午後2時36分)

議 長 会議を再開します。 (午後2時45分)
4番飯田議員の質問に対する答弁を求めます。番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 すみません、大変時間をお取り致しまして申し訳ありませんでした。今一度、改めて説明の方をさせていただきます。まずは推薦を受ける、又は応募が出来る方についてですけども、農業に関する識見を有しておられるという事。それから農地の集積化に向けて、そういった事務を適切に行う事が出来る方、となっております。それで川本町に住所を有する方を基本として町外に住所を有する場合も妨げない。それから川本町職員でない、という内容となっております。それから推薦する側につきましては、まず地区、それから町内全域から推薦する場合については、農業者の方3名以上が連名で推薦する事となっております。その中でその内の一人が農業者の代表者となりま

番外高良産業振興課長 して、文書を持って推薦していただく事となります。それから団体から推薦される場合ですけれども、これはその団体の代表者の同じく文書を持って推薦をしていただきます。それで今度その推薦をされる方が個人の場合は、その方のお名前、職業、それから性別、あと経歴などがが必要です。それでこの考え方ですけれども、今、農業委員さんの方が5名としておりますけれども、その内、過半以上は認定農業者である事とされております。1名は学識経験者の方となっております。以上でございます。

議 長 石川議員、飯田議員よろしいですか。はい、4番飯田議員。

4番飯田議員 農業委員の過半数と言いますと3名となろうかと思いますが、この農業認定者の中に農業法人は入りますか、入りませんか。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 現在、認定はその個人、又はその法人に対して認定を行っておりますので、個人となる事から法人は外れる事となります。それで大変すみません。1点、訂正でございますけれども、先ほど学識経験者という言い方をしましたけれども、これはそこまでの縛りはなくて農業に対して専門的な知識を持っていらっしゃるという扱いになります。中立的なそういった農業の経験があって中立的な立場の方という事になります。

議 長 よろしいですか。
(「はい、分かりました。はい、いいです。」の声あり)
他、質疑ありませんか。
(「ありません」の声あり)
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
(「ありません」の声あり)
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。

々 「議案第1号、川本町農業委員会の農業委員の定数に関する条例の制定に

議 長 ついて」に賛成の皆さんの挙手を求めます。
 挙手「全員」であります。
 よって「議案第1号」は原案のとおり「決定」しました。

々 次に、「議案第2号、川本町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数
 に関する条例の制定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。はい、1番高良議員。

1番 農地利用最適化推進委員、前回も説明があつたんですが、この職務につ
 高良議員 いて、もう一度、説明をお願いします。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産 推進委員さんでございますけれども、それぞれ決められた担当地区が今度
 業振興課長 は出来て参ります。そこに主に現地の方へ出向いていただきまして、農地利
 用の集積とか、あと耕作放棄地の解消に向けた話し合いなどが円滑に進めて
 いけるように相談の場ですとか、あと会議などを通して集落へ出向いていた
 だくなどという事をしていただく事になります。

議 長 はい、1番高良議員。

1番 という事であれば、農業委員さん主導で、その地区の例えば遊休農地の利
 高良議員 用促進に向けての会議をもたれる、或いは招集する権限があるかは、どう解
 釈するかはいろいろあるとは思いますが、そういう取り組みをされると判
 断してよろしいんですか。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産 新しい考え方の中では、当然、農業委員さんの方にもそういった農地集積
 業振興課長 ですとか耕作放棄地の解消の関係は当然、必須業務として行っていたく
 んですけれども、一方ではいろんな農地法に基づくいろんな審議、よく言われ
 る4条とか5条とか、あのあたりの審議それから決定とか会議への出席とい
 うのも重要な業務としてありますので、そちらに農業委員さんは重きを置い
 ていただいて、現場でいろんな相談事も含めて主に現場の方に推進委員さん
 が活躍していただくというイメージになって参ります。

| | |
|----------------|---|
| 議 長 | はい、1 番高良議員。 |
| 1 番 高良議員 | 今の説明であれば、その例えば遊休農地の利用促進、或いはそういう耕作放棄地の解消というよりは、そういう現地の農地が適正に使われているかどうかというような確認の方に視力を置くという事だと解釈してよろしいでしょうか。 |
| 議 長 | 番外高良産業振興課長。 |
| 番外高良産 業振興課長 | はい。推進委員さんの方は主に各担当地区で現場活動、今仰ったような現場活動を行っていただくことが主体の業務となりまして、農業委員さんは、もちろんそういう部分も出てくるんですけども、委員会の方に出席していただいて、最終的にはそういった会議での決定事項を合議体としてのいろいろな意志決定の場に積極的に出ていただくという大きな2つの棲み分けとなっております。 |
| 議 長 | はい、5 番大畑議員。 |
| 5 番 大畑議員 | 農地利用最適化推進委員は、これは誰が任命するんですか。農業委員会で委嘱というふうになっていますけれども、任命者は誰ですか。 |
| 議 長 | 番外高良産業振興課長。 |
| 番外高良産 業振興課長 | 新たに定めますその規定の中では、町長が先ず評価委員会というのがあります。そこの意見の報告を受けて農業委員を選任し、議会の同意を得た上でその候補者に辞令を交付となりますので、町長が公布する・・・・・・・・。 たいへんすみません、最初の農業委員会の方で農業委員さんが決まりました、その後、農業委員会の中で公布、委嘱をする事に・・・・・・・・。 |
| 5 番 大畑議員 | まあいいわ、あのこれは人数の条例だけだから、あとでちゃんと調べておいてくれればそれで良いですわ。これは6名の条例だけだから。 |
| 議 長 | はい、課長、良いよ。 他にありませんか。はい、4 番飯田議員。 |
| 4 番 | この農地利用最適化推進委員さんも、今、想定として区割りが6つの6地 |

飯田議員 域に分かれておりますので、農業委員会が委嘱される訳ですけど、その中でおそらく任命されると思いますけれど、この6つの地区の代表の方が、この地区から地区の担当が、この地区から出れるような配置の方が一番良いかなというように思われますので、そこらは農業委員会の方で決められるんでしょうけど、そういうところも1つのアドバイスのところもあっても良いんじゃないのかなというような気がしますが。

議 長 番外高良産業振興課長。

番外高良産業振興課長 現在、面積割りをした結果6名という事になりましたけれども、この6名を数字上区切っていった時に、現在、農業委員さん9地区に分かれてやっていらっしゃいます。その中で概ね現在の形をあまりこう分割させずに最小限統廃合する形で新たな6地区が設けられるというふうに、今、想定、絵で書いておりますので、出来るだけ先ほどのご意向を汲みながら農業委員会の中で地区割りの方を最終的に詰めていきたいと思っております。

それから先ほど大畑議員、もう1点・・・・・・以上でございます。

議 長 他にありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。

この採決は、挙手により行います。

々 「議案第2号、川本町農業委員会の農地利用最適化推進委員の定数に関する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第2号」は原案のとおり「決定」しました。

々 次に、「議案第3号、川本町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について」の質疑を行います。

議 長

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により行います。

々

「議案第3号、川本町福祉事務所設置条例の一部を改正する条例の制定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第3号」は原案のとおり「決定」しました。

々

次に、「議案第4号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について》」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)。

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は、挙手により行います。

「議案第4号、専決処分の承認を求めることについて《川本町税条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定について》」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

議 長 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第4号」は原案のとおり、「承認」されました。

々 次に、「議案第5号、川本町地域福祉センターの指定管理者の指定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は、挙手により行います。

々 「議案第5号、川本町地域福祉センターの指定管理者の指定について」に賛成の皆さんの挙手を求めます。

々 挙手「全員」であります。

々 よって、「議案第5号」は原案のとおり、「決定」されました。

々 次に、「議案第6号、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの指定管理者の指定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。2番石川議員。

2番 石川議員 私も選定委員の一人として、この会合に出席した訳ですけれども、川本町地域福祉センターが4つの施設、全部共通しているんですが、特に介護予防拠点施設悠湯プラザについてですね、やることがマンネリ化しているという意見が出ました。それで最後にいろいろ意見が出たんですけれども、点数化しましたよね、その点数、上限で言うていただければ。その次の時にもう一回質問しますので、5人の委員さんが最後判定をしましたよね。今、ありま

2番
石川議員
議 長

すか。
番外長田健康福祉課長。

番外長田健
康福祉課長

申し訳ございません。この判定委員会の時の点数の資料を今、持って上が
っておりませんので、また後ほどご報告させていただきます。すみません。

議 長

2番石川議員。

2番
石川議員

というのがですね、200点満点でしたかね、100でしたか。200点
満点で私の覚えている範囲では、上が160で下が60か70か、可成りの
ひらきがあった。という事は委員の皆さん5名でしたか、6名でしたか。
(「7名」の声あり)
はい、7名の委員さんでも、いろいろと問題点を問題を指摘している方が
多かったんじゃないかというふうに思う訳です。それで、応募されたところ
が社会福祉協議会の1つだけですので、仕方ない面もありますけれども、福
祉課長はどこにそういう問題があったのか、いわゆるそれだけの点数がひら
いた、その辺をどういうふうに考えておられるか。お聞かせ下さい。

議 長

番外長田健康福祉課長。

番外長田健
康福祉課長

点数にひらきがあった原因と致しまして私が考えるところ、先ほど議員の
方から指摘がありましたようにやはり内容がマンネリ化してきているという
ところ。それからもともとここは介護予防という事をメインにするという事
で建設をした施設でございまして、現在のサービスの内容が介護予防とい
うところが少し弱いのかなという気はしております。介護予防でありますの
で、やはりそこへ通所して足が痛かったんだけど治って楽になったわ、って
いうそういうふうなプログラムを実施していく事が必要ではないかなという
ふうに考えております。

議 長

はい、2番石川議員。

2番
石川議員

課長の言われるとおりなんですけれども、やはりこういう大事なところを
ね、指定管理に町の方も出されている訳ですね。もっと社協さんと良く話を
して詰めて、私も社協のプレゼンを聞きまして、やはりもっとしっかりした
内容で、もっと出来る事があるんじゃないかと思うんですけれども、如何せ

2番
石川議員 　　ん1つですもんね。それを否定する訳にもいけませんので。その辺をもっと
ですね、健康福祉課なり教育課と話しをしていただいて、教育課に関しては
子どもさんがやっぱりいろんな子どもさんがあって、それを指導するような
職員研修という事もありましたけれども、その辺、副町長にお伺いしますけ
れども、もうちょっと指導するなりお互いに一緒になってするなり、必要だ
と思うんですけれども、どうですか。

議　長 　　番外松井副町長。

番外
松井副町長 　　今、石川議員が言われますように、この間のプレゼンの中でもいろいろ皆
さん方、意見が出ましたように現状のままではちょっと不満が多いというの
は意見がありました。それでそこしか応募が無かったからと言って、それで
満足というのはいないんですが、悠湯プラザの在り方についても健康福祉課課
長ともいろいろ話しをして、これで良いのかという事も話しをしております。
4月に向かっては新たな事をしなければいけないだろうなど、今のままでは
いけない、という事は言っております。先ほど言いましたように子育て支援
センターにつきましても、やはり子どもさんを預かる上ではいろんな知識を
得てもらって、レベルを向上してもらおう。これは大事なことです。これ
も引き続きお願いしながらやっていきたいと思っております。

議　長 　　他ありませんか。6番青木議員。

6番
青木議員 　　悠湯プラザの利用者というのが、おそらく最近、可成り減っていると思
います。石川議員さんとの関連質問になるかと思えますけれども、やはり如何
にしてせつかくやる以上は利用してもらう事が非常に大事なものだと思うの
で、健康福祉課、或いは社協と連絡を密にしながら、また地域の老人会の皆
さん方とも話しをしながら出来るだけ多くの皆さんに利用してもらうという
事をやっぱりやらしてもらわないと、人数が少なくてせつかくのそういった
ものがもったいないと思うので、それと今、各地域でミニデイですか、福祉
協力員さんですか、そういう方がやっておられると思うんですけど、あれ
も可成り減っているんじゃないかなというのが、弓市にはおそらくそういっ
た方が居られないと思うので、そこら辺りの要請とかというものも考えなが
ら、そういった老人の皆さん方を如何にミニデイとか悠湯プラザへ引っ張り
出すかという事を、やはり皆さん一緒になって考えていく必要があるんじゃ
ないかと思えますので、そこら辺りは要望としてお願いをしておきます。

議 長

答弁いますか。

(「いや、いいです。次、やってもらって下さい。」の声あり)

はい。他ありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は「挙手」により行います。

「議案第6号、川本町介護予防拠点施設悠湯プラザの指定管理者の指定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第6号」は原案のとおり「決定」しました。

々

次に、「議案第7号、川本町保健センターの指定管理者の指定について」の質疑を行います。

々

質疑はありませんか。

(「ありません」の声あり)

質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「ありません」の声あり)

討論なしと認めます。討論を終結します。

々

これより採決に入ります。

この採決は「挙手」により行います。

「議案第7号、川本町保健センターの指定管理者の指定について」に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。

挙手「全員」であります。

々

よって、「議案第7号」は原案のとおり、「決定」しました。

議 長 次に、「議案第8号、川本町子育てサポートセンターの指定管理者の指定について」の質疑を行います。

々 質疑はありませんか。1番高良議員。

1番
高良議員 先ほどより出ておりましたが、職員研修を実施するという付帯意見の事ですが、この職員研修を実施するという事は仮に今、社協の方へ指定管理となれば、社協さんの職員をするのか、それとも今、嘱託で実際に子どもを見ておられる方も含めてやられるのか、それとどういう所でどういう研修をすれば良いんだというような相談にものれるような体制になっているかどうか、お聞きします。

議 長 番外湯浅教育課長。

番外湯浅教
育課長 付帯意見のところで出ました職員研修につきまして、その時に言われたのが、障害のある子ども、或いは発達障害のある子どもにつきまして、その対応などについての職員に対しての研修をお願いしますというような内容でございました。これにつきましては、学校の方から提案がありまして、学校の方と相談しながら実際には、そこで子どもに対応する支援員の方を中心に、すこやかセンターを管理する管理側の職員も合わせての研修になろうかと思えます。詳細につきましては、これから相談をさせていただきたいというふうに思います。以上です。

議 長 よろしいですか。
（「はい」の声あり）
他ありませんか。
（「ありません」の声あり）
質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 これより討論を行います。討論はありませんか。
（「ありません」の声あり）
討論なしと認めます。討論を終結します。

々 これより採決に入ります。
この採決は「挙手」により行います。
「議案第8号、川本町子育てサポートセンターの指定管理者の指定について」

議 長 　　に賛成の皆さんの「挙手」を求めます。
　　　　　　挙手「全員」であります。

々 　　　　　　よって、「議案第8号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 　　　　　　次に、「議案第9号、工事請負契約の締結について」の質疑を行います。

々 　　　　　　質疑はありませんか。1番高良議員。

1番
高良議員
議 長 　　　　指名が何社で、応札が何社か、教えて下さい。
　　　　　　番外湯浅教育課長。

番外湯浅教
育課長 　　　　指名は5社、致しました。応札の方ですが、5社が入札に参加をしております。以上です。

議 長 　　　　他にありませんか。
　　　　　　（「ありません」の声あり）
　　　　　　質疑なしと認めます。質疑を終結します。

々 　　　　　　これより討論を行います。討論はありませんか。
　　　　　　（「ありません」の声あり）
　　　　　　討論なしと認めます。討論を終結します。

々 　　　　　　これより採決に入ります。
　　　　　　この採決は「挙手」により行います。

々 　　　　　　「議案第9号、工事請負契約の締結について」に賛成の皆さんの「挙手」を
求めます。
　　　　　　挙手「全員」であります。

々 　　　　　　よって、「議案第9号」は原案のとおり、「決定」しました。

々 　　　　　　以上で、本日の議事日程は全て終了しました。

々 　　　　　　これをもって、平成28年第1回川本町議会臨時会を閉会します。

議 長 | お疲れ様でした。

(午後 3時14分)

この会議録は、川本町議会事務局長 櫻本 博志 が記載したもので、その内容において、正確である旨を証するためここに署名をする。

川本町議会議長

川本町議会議員

川本町議会議員